

ドットコムメディアティ株式会社

(2006 年度版)

Disclosure

【はじめに】

本書は平成 18 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載事項について】

1. 会社の概況

- 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- 「財務の概要」 平成 18 年度 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- 「主要株主名」 所有株式数の多い株主 5 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- 「当社及び当業界を取り巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- 「営業の経過及び成果」 当社の平成 17 年度における業績について記載しています。
- 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務比率」

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(*「純資産額」とは、商品取引所方第 211 条第 4 項において準用する同報第 99 条第 7 項に基づく商品取引所方施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規程により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における事故の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引相手方の契約不履行等により発生し得る項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動そのほかの理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金}} \times 100$$

資本金に対する取り崩し可能な資本を含む自己資本の割合を見るもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「総資産額」とは委託者に係る(株)日本商品清算機構または商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(e) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{総資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記 (a) の純資産額とは計算が異なります。）

(f) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払い能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

① 会社名等

商品取引員名 ドットコモディティ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 車田 知之
所 在 地 東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 51 ビル 6 階
電 話 番 号 0120-117-211

② 会社の沿革

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるものです。私たちはその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して 2005 年 5 月に改正商品取引所法施行と同時に開業しました。

年 月	概 要
2004 年 12 月 1 日	5000 万円の資本で会社設立（資本金 2500 万円・資本準備金 2500 万円）
2005 年 1 月 5 日	創業記者発表
2005 年 1 月 14 日	15 億円の増資（資本金 7 億 5000 万円・資本準備金 7 億 5000 万円）
2005 年 3 月 11 日	商品取引受託業許可
2005 年 3 月 15 日	東京工業品取引所 受託会員資格取得
2005 年 3 月 30 日	3 億 5000 万円の増資（資本金 2 億 2500 万円・資本準備金 1 億 2500 万円）
2005 年 4 月 22 日	改正商品取引所法に基づく商品取引受託業許可
2005 年 9 月 30 日	グローバルイー(株)のオンライン部門の営業譲渡の認可

③ 会社の目的

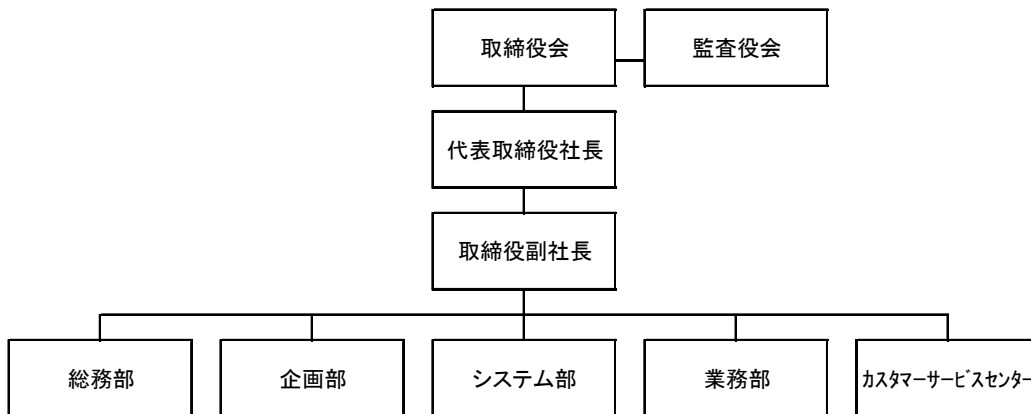
- (1) 商品取引所法に規定する商品取引受託業務および店頭商品先物取引の業務
- (2) 海外の商品市場における先物取引の委託または委託の媒介、取次ぎもしくは代理を引き受ける業務
- (3) 貴金属、非鉄金属その他の鉱物資源、石油、天然ガスその他のエネルギー資源、天然ゴムおよびその加工品ならびに農産物の売買または売買の媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (4) 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業および商品投資顧問業
- (5) 通貨の売買またはその媒介、取次ぎもしくは代理の業務
- (6) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業
- (7) コンピューターソフトウェアの販売および賃貸借業務
- (8) 電気通信事業および有線放送事業ならびにその他の情報の提供、処理等の情報サービス業
- (9) 広告代理業およびインターネットを利用した広告業務

- (10) 催事の企画運営に関する業務
- (11) 書籍、印刷物、ビデオ等の企画制作および出版ならびに販売
- (12) 物品賃貸業務
- (13) 他の事業者の経営に関するコンサルタント業務
- (14) 前各号に付帯する一切の事業

④ 事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、下記の商品市場の受託会員として、当該商品市場における取引の受託業務を行っております。

取引所名	市場名				上場品目名
	貴金属	石油	アルミ	ゴム	
東京工業品取引所	○	○	○	○	金、銀、白金、パラジウム、ガソリン、灯油、原油、アルミニウム、ゴム

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

⑤ 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本社	東京都渋谷区恵比寿 1-21-8 セラ 5 1 ビル 6 階	0120-117-211

* 当社は支店等を所有していません。

⑥ 財務の概要

決算年月 平成 18 年 3 月期

(a) 資本金	1,000,001 千円
(b) 純資産額 * 1	1,152,159 千円
(c) 総資産額	1,098,974 千円
(d) 営業収益	△458,494 千円
(うち、受取委託手数料)	69,901 千円
(e) 経常利益	△457,483 千円
(f) 当期純利益	△489,811 千円

* 1 純資産額は、商品取引所法第 214 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しております。

当社の純資産額は、同法第 193 条第 2 項に基づく施行規則第 81 条の規定により当社が商品取引員として求められている最低の純資産額である 1 億円を上回っております。

⑦ 発行済株式総数

発行済株式の総数 38,000 株 (平成 18 年 3 月 31 日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧ 主要株主名

氏名または名称	所 有 株式数	発行済株式総数に対す る所有株式数の割合
	千株	%
楽天株式会社	20.4	53.7
村上世彰	12.6	33.2
トットコモディティ投資事業組合	2.4	6.3
松井証券株式会社	1.6	4.2
車田直昭	1	2.6

⑨ 役員の様況

役名及び 職 名	氏 名 生年月日	所 有 株式数
代表 取締役 社長	車田 知之 昭和6年7月23日	千株 0
取締役 副社長	車田 直昭 昭和35年10月15日	1
取締役	國重 惇史 昭和20年12月23日	0

取締役	松井 道夫 昭和 28 年 3 月 22 日	0
取締役	村上 世彰	12
常勤 監査役	瓦林 秀嗣 昭和 17 年 3 月 27 日	0
監査役 (非常勤)	中島 章智 昭和 35 年 12 月 19 日	0
監査役 (非常勤)	山沢 滋 昭和 39 年 11 月 2 日	0

計	8名	13

(注) 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

(注)1. 代表取締役車田知之、取締役車田直昭、同國重 惇史、同村上 世彰、同松井 道夫の5氏は平成17年6月22日の第一回定時株主総会において再選・重任されました。

(注)2. 監査役中島章智、同山沢 滋、同瓦林 秀嗣の3氏は平成17年6月22日の第一回定時株主総会において再選・重任されました。

(注)3. 取締役國重 惇史、同村上 世彰、同松井 道夫の3氏は、旧商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役であります。

(注)4. 監査役中島章智、同山沢 滋は、同瓦林 秀嗣の3氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

⑩ 従業員の状況

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	11人	9人	2人	0人	11人
平均年齢	40才6ヶ月	35才6ヶ月	45才6ヶ月		40才6ヶ月
平均勤続年数	1年3ヶ月	1年2ヶ月	1年4ヶ月		1年3ヶ月
外務員数	5人	4人	1人		5人

2. 営業の状況

① 営業方針

金融業界におけるオンライン取引は、人々の情報収集と資産運用に関する意識を大きく変えうるものです。当社はその可能性を通じて、顧客が主役となる新しい時代の商品先物取引の構築を目指して開業しました。

個人に向けては、自己判断の下に、収益機会をより高める取引を。企業に向けては、価格変動リスクに対するヘッジ機会の提供をとの理想の下、商品取引会社のトレーダーに引けをとらない取引システムこそがその理想をかなえるためには不可欠と考え、取引システムの開発には力を注いでいます。当社は、IT技術をフルに活用した「迅速性」、徹底したコスト削減による「経済性」、そして使い勝手の良さを追求した「利便性」の3つをお客様に提供することをスローガンとしております。また、常に時代の流れを捉え、ユーザーの要請に耳を傾けながら、たゆまぬ企業努力を通じて、良好なサービスを末永く提供していくことを目標としております。

具体的には、口座開設、注文、通知といったやりとりをオンラインで実現することで無駄なコストを削減し、安価な手数料で、ハイレベルのサービスの提供を実現しております。

また、個人情報の重要性が叫ばれる中、弊社は厳格な秘密保持によりお客様の個人情報の保護を図り、徹底したシステム改善、業務改善を情報の漏洩がないよう最善を尽くしております。

ドットコムディティが目指す一つに、「顧客志向の貫徹（徹底）」という理念があります。これは、たゆまずお客様の声に耳を傾け、お客様が求めることを考え抜き、お客様に満足していただけるサービスの提供を心がけるということです。対面での営業を行わない当社は、主にパソコン上でしかお客様との接点がありません。ともすると、顔の見えないお付き合いゆえの「冷たさ」を感じてしまわれぬように、「オンラインだけど、あたたかなサービス」を心がけております。

② 当社及び当業界を取り巻く環境

当業界は、2005年5月に施行された改正商品取引所法により、勧誘規制が強化されたことが逆風となり、対面営業の取引量の低下などにより、市場全体が停滞しました。

一方、オンラインに力を注ぐ会社が増えることにより活発な競争が始まりました。競争は、洗練されたサービスを生みます。お客様にとっても、また、社会のインフラとしての機能も洗練されることになり、社会全体としては歓迎されるべき動きと考えます。

また、業界全体で、従来のマイナスイメージの払拭に取り組むべく一段と努力することは、業界の向上のために必要不可欠な課題であります。ただし、イメージの向上については、簡単なことではなく、業界全体の地道な努力と、結束により、実現するものと考えております。当社としても、積極的に協力していきたいと考えております。

③ 営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当社は、口座開設、口座開設後の取引のいかなる段階においても、勧誘を行わないとの営業方針の下に、オンライン専業の商品先物会社として、2005年5月に営業を開始しました。

当期においては、数として不十分ではあるものの日々新規の口座開設がなされ、出来高、売上高ともに拡大基調にありました。開業当初に大きな課題となったシステムの安定とトレードツールの機能拡充については、2005年末には概ね問題となる状況を克服したと評価できるようになりました。また、グローバリー社からオンライン部門の営業譲渡を受けることによる顧客獲得、手数料体系におけるボックスレート(10枚単位での徴収)に加えてのシングルレート(1枚単位での徴収)の導入をはじめとした当期における各種の取組みは、売上高増加に相応の効果をもたらしました。

11ヶ月間営業を行なった当期は、年度末の開設口座数 3,336、出来高計 317,593 枚、営業収益 69,428 千円となりました。

(2) 売買損益部門

当社は、ディーリング業務を行っておりません。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

期別	第2期
	自 平成 17 年 4 月 1 日 (至 平成 18 年 3 月 31 日)
東京工業品取引所	69,428

(注) ボックスレート採用のため、市場ごとの受取手数料は不明です。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別
	第2期 (自 平成 17 年 4 月 1 日 (至 平成 18 年 3 月 31 日)
商品先物取引	
貴金属取引	6
アルミ市場	54
石油市場	-480
ゴム市場	-56
小計	-476

(c) 売買高

(単位：枚)

期別 内訳 商品市場名	第2期 (自 平成17年4月1日) (至 平成18年3月31日)		
	委託	自己	合計
貴金属市場	87,368	2	87,370
アルミ市場	3,870	2	3,872
石油市場	171,382	42	171,424
ゴム市場	54,973	8	54,981
合計	317,593	54	317,647

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てております。

④ 対処すべき課題

今後においては、顧客の声をよく聴いてサービス向上等を行なう、「検討→実行→検証→修正(中止を含む)」のプロセスを的確に、かつ、できる限り多く行なう、との点に留意しながら事業展開をしてまいります。

⑤ 受託業務管理規則

受託業務管理規則

ドットコモディティ株式会社

(目的)

第1条 本規則は、ドットコモディティ株式会社(以下「会社」という。)に商品先物取引を委託する者(以下「顧客」という。)との間で行われる受託業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(勧誘行為の禁止)

第2条 顧客が自主的に判断して口座開設及び個々の取引の委託(以下「建玉」という。)を行うよう、口座開設及び建玉に関して顧客に対する勧誘行為を行わない。

2 次の各号の一に該当する行為が勧誘行為である。なお、個別の具体的な行為が勧誘行為に該当するか否かは、総括管理責任者が判断する。

- (1) 顧客を訪問して口座開設又は建玉を勧めること。
- (2) 顧客に電話して又は顧客からかかってきた電話において、口座開設又は建玉を勧めること。
- (3) その他、顧客の意思形成に影響を与える程度に口座開設又は建玉を勧める行為であるとして、総括管理責任者が定めたもの。

(口座開設手続き)

第3条 顧客に、事前交付書面等の関係書面をインターネットを介して交付し、商品先物取引の仕組み(証拠金制度、損益の計算方法を含む)等の基本的知識について開示を行う。

2 顧客から、自己の判断と責任において取引を行うことについて十分な自覚があること及び前項の関係書面記載の事項について理解していることについての確認をインターネットを介して行った後、口座開設申込(以下「申込」という。)をインターネットを介して受け付ける。

申込において顧客が入力する事項は、下記のとおり。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所
 - (2) 電話番号、メールアドレス
 - (3) 職業及び勤務先
 - (4) 収入及び金融資産の状況
 - (5) 投資可能資金額(顧客が、万一損失をこうむっても生活に支障がない範囲で設定する、建玉及び建玉の維持のために証拠金として用いることが可能な資金の総額。)
 - (6) 商品先物取引その他の金融取引の経験の有無及び経験のある場合はその程度
 - (7) その他会社が必要と認める事項
- 3 顧客から申込がなされた場合は、審査担当者による審査を行う。

(口座開設の審査)

第4条 次の各号の一に該当することが明らかな者に対しては、審査担当者は商品先物取引の口座開設を行わない。口座開設後に該当することが発覚した場合は、新規の建玉を制限する等の経過措置を必要に応じてはとりつつ、口座を閉鎖する。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人
 - (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
 - (3) 破産者で復権を得ない者
 - (4) 過去に紛議を多発した者又は商品市場の秩序を乱すおそれがあると思量される者
 - (5) 日本国内非居住者又は日本語での対応ができない日本国内居住者
 - (6) パソコンの操作を通じて取引ができない者
 - (7) 別紙の受託審査基準に基づく審査の結果、商品先物取引を行うことがふさわしくないと判断される者
 - (8) その他、総括管理責任者が商品先物取引を行うことがふさわしくないと判断した者
- 2 日本商品先物取引協会において、年齢について目安であるとされている75歳以上の高齢者については、総取引金額が預託金額よりも大きい投資の経験があり、かつ、商品先物取引について十分な理解がある場合に、口座開設を行う。

(本人確認書類の徴収)

第5条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律を踏まえ、顧客から本人確認

書類の原本又は写しを徴収する。

(顧客データの保存)

第6条 申込において顧客が入力した事項を、審査記録とともに顧客データとして保存する。顧客が取引を終了してからも3年間は保存する。なお、顧客データの一部は7年間保存する。

(証拠金)

第7条 証拠金の額等については、業務担当者が総括管理責任者の了承を得て定める。

- 2 日本商品先物取引協会(自主規制団体)のガイドラインを踏まえ、顧客が予想外の損失をこうむることを防止する等の観点から、顧客から預託された証拠金のうち建玉のために証拠金として用いることができる金額の割合を、別紙の証拠金使用率基準により定める。商品先物取引未経験者の保護については、口座開設後に行った最初の取引から3ヶ月間を証拠金使用率30%とし、この証拠金使用率基準を遵守することにより実現を図る。

(不正資金の流入防止)

第8条 日本商品先物取引協会のガイドラインを踏まえ、マネーロンダリング又は会社等の公金を取扱う者が取扱う会社等の資金を商品先物取引に不正に流用することを防止する観点から、申告した投資可能資金額を超える入金(出金がある場合にはこれを差し引く)により証拠金の預託が行われた場合には、預託が自己の余裕ある資金で行われていることを照会する等の措置を講ずる。

(受託業務における法令等の遵守)

第9条 会社の役職員は、口座開設及び受託にあたって、商品取引所法その他の法令並びに日本商品先物取引協会及び取引所の諸規則を遵守する。

(審査担当者、カスタマーサービスセンター及び総括管理責任者の配置)

第10条 顧客からの口座開設の依頼に対して審査を行うため、審査担当者を置く。

- 2 顧客からの問い合わせ等に対応するため、カスタマーサービスセンターを設置する。
- 3 受託業務についての責任者として、総括管理責任者を置く。特段の事情がない限り、総括管理責任者は取締役以上の者とする。

(審査担当者の職務)

第11条 審査担当者の職務は、次の各号に定めるとおり。

- (1) 申込に対する、口座開設の適否の判断
- (2) 口座開設を否と判断した場合の、契約手続きの中止を含む必要な措置
- (3) 口座開設の適否の判断において、必要な場合の総括管理責任者との協議
また、総括管理責任者不在の際は審査副責任者との協議
- (4) 口座開設後の顧客の取引について、問題となるものの把握及びこれに対する必要な措置

(総括管理責任者の職務等)

第12条 総括管理責任者の職務は、次の各号に定めるとおり。

- (1) 審査担当者が行う口座開設審査及び口座開設後の顧客管理についての状況の把握及び指導
- (2) カスタマーサービスセンターが行う顧客に対するサービスについての状況の把握及び指導
- (3) 第8条に規定する法令等の遵守の状況の監視
- (4) その他、受託業務の適正な運営に必要と認められる事項

2 総括管理責任者は、業務遂行のため特に必要があると認められる場合は、業務担当部門又はカスタマーサービスセンター以外の職員をして、業務担当部門又はカスタマーサービスセンターの業務に従事又は兼務させることができる。

(広告等に係る社内管理体制)

第13条 会社の広告・宣伝について、表示内容及び表示方法の適正化を図るため、事前に総括管理責任者が審査を行う。

(違反者に対する懲戒)

第14条 第8条に規定する法令等の遵守に違反した会社の役職員に対しては、内規に基づき懲戒する。

(受託業務管理規則の制定及び改正)

第15条 本規則の制定及び改正は取締役会の報告事項とする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 この規則は、日本商品先物取引協会に届け出、これを変更したときも同様とする。

(付 則)

本規則は、平成17年 4月20日より実施する。

⑥ 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末登録外務員数
2名	8名	3名	7名

(注) 期末登録外務員数の中には、2名の派遣社員が含まれています。

⑦ 委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末委託者数
0名	3,336名	3,336名

⑧ 苦情・紛争に関する事項

該当なし

⑨ 訴訟に関する事項

該当なし

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表

ドットコムディティ株式会社

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,404,506	流動負債	1,708,712
現金・預金	502,013	未払法人税等	2,945
委託者未収金	2,564	預り証拠金	1,469,329
前払費用	4,310	委託者先物取引差金	196,447
差入保証金	1,565,371	未払金	12,344
預託金	204,500	未払費用	26,342
未収入金	97,852	預り金	1,302
未収消費税等	27,150	引当金	32,382
その他の流動資産	744	商品取引責任準備金	32,382
固定資産	463,239	(商品取引所法第 221 条)	
有形固定資産	91,643		
建物	10,423	負債の部合計	1,741,094
器具及び備品	79,940		
建設仮勘定	1,278	資本金	1,000,001
無形固定資産	202,755	資本剰余金	899,999
営業権	35,966	資本準備金	899,999
電話加入権	532	利益剰余金	△773,348
ソフトウェア	166,256	当期未処理損失	773,348
投資その他の資産	168,840		
出資金	12,000	資本の部合計	1,126,651
長期差入保証金	156,339		
長期前払費用	501	負債及び資本の部合計	2,867,745
資産の部合計	2,867,745		

② 損益計算書

損 益 計 算 書

平成 17 年 4 月 1 日から

ドットコムディティ株式会社 平成 18 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常損益の部	営業収益		
	受取手数料	69,901	
	売買損益	△476	
	その他の営業利益	3	69,428
	営業費用		
	販売費及び一般管理費		527,923
	営業損失		458,494
	営業外収益		
	受取利息	298	
	雑収入	715	1,013
営業外費用			
雑損失	3	3	
経常損失			457,483
特別損益の部	特別利益		
	前期損益修正益	1,005	1,005
特別損益の部	特別損失		
	商品取引責任準備金繰入	32,382	32,382
税引前当期純損失			488,861
法人税、住民税及び事業税			950
当期純損失			489,811
前期繰越損失			283,537
当期未処理損失			773,348

③ 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

建物は定額法、建物以外は定率法によっております。

②無形固定資産

営業権：旧商法施行規則の規定に基づき 5 年以内に均等額以上を償却する方法を採用しております。

自社利用のソフトウェア：社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

商品取引責任準備金は商品先物取引事故による損失に備える為、商品取引所法第 221 条の規定に基づき計上しております。

(3) 収益の計上基準

受取手数料は、約定日基準により計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借契約に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

④ 注記事項

貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 41,481 千円

(2) 取締役に対する短期金銭債務 6,665 千円

(3) 資本の欠損

旧商法施行規則第 92 条に基づく資本の欠損の額は 773,348 千円であります。

損益計算書の注記

(1) 一株当たりの当期純損失 16,006 円 90 銭

一株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりです。

当期純損失 489,811 千円

普通株式に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純損失 489,811 千円

普通株式の期中平均株式数 30,600 株

⑤ 利益処分計算書

損失処理案

ドットコモディティ株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 理 損 失	773,348,869
合 計	773,348,869
次 期 繰 越 損 失	773,348,869

⑥ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦ 財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産額規制比率 (純資産額/リスク額×100)	3,877%
(b)自己資本資本金比率 (自己資本/資本金×100)	112.6%
(c)自己資本比率 (自己資本/総資産額×100)	39.2%
(d)修正自己資本比率 (自己資本/総資産額×100) * 1	102.5%
(e)負債比率 (負債合計額/純資産額×100)	151.1%
(f)流動比率 (流動資産額/流動負債額×100)	140.7%